



## 中国：個人所得税法改正に伴う 2018年10月からの先行適用について

中国ニュースレター No. 6 / 2018年10月

2018年9月7日、国家税務総局より「2018年第4四半期個人所得税控除額及び税率適用に関する問題の通知」（原文：关于2018年第四季度个人所得税减除费用和税率适用问题的通知）が発表されました。

本通知により2018年10月1日以降の給与から新制度の適用を受けますので実務においてご注意ください。

財税〔2018〕98号の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3722680/content.html>

### 概要

第13期全人代常務委員会での個人所得税法改正の決定に伴い、税率と基礎控除額の変更が各種法整備や改正に先行して適用されます。2018年10月1日以降の給与については、5,000元の基礎控除で新税率を適用して計算することが必要になります。

（今回の先行適用される税率については上記サイトの添付資料でご覧いただけます。）

### 個人所得税法の主な改正

- ・居住者の判断が1年から183日に変更
- ・納税額計算において各種所得を合算する総合所得計算を一部導入
- ・所得税の適用税率区分が変更
- ・基礎控除額を3,500元から5,000元に変更
- ・控除項目の新設

2019年1月1日以降施行令、実施細則等の発表が順次行われることとなります。全体の傾向としては低中給与所得者にとって減税の側面が強い改正になります。変更を行わず、従業員から指摘される事態を避けるためにも実務担当者におかれましては、対応につきご留意ください。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



### コンタクト

UHY東京監査法人

出口美紀 - 研究員

Email: [miki.deguchi@uhy-tokyo.or.jp](mailto:miki.deguchi@uhy-tokyo.or.jp)

〒107-0052 東京都港区赤坂7-3-37 プラース・カナダ3F

Tel: +81 3 5410 1391 / Fax: +81 3 5410 2474

Website : [www.uhy-tokyo.or.jp](http://www.uhy-tokyo.or.jp)

